

平成27年10月から

# マイナンバー(個人番号)が通知されます

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が創設されました。この制度は、国民一人ひとりにマイナンバーを付け、公平・公正な社会の実現や行政手続きの利便性の向上、行政の効率化を図る新たな社会基盤となる制度です。

平成27年10月からマイナンバーが通知され  
平成28年1月から社会保障や税制度などの手続きで  
マイナンバーの利用が始まります。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## マイナンバーとは

日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のことです。個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。中長期在留者や特別永住者などの外国人の方も対象となります。マイナンバーは生涯にわたって使うものです。住所が変わっても、原則変更されません。

## マイナンバー制度導入後は何が変わるのか

マイナンバーは各行政機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、さまざまなメリットをもたらします。

### 公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所定や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不正に免れることや不正受給を防止でき、本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。

### 国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に必要な証明書等の書類が減り、手続きが簡素化されます。また、市役所などの行政機関にある自分の情報を確認することがスムーズにできるようになります。

### 行政の効率化

市役所など行政機関での事務作業の無駄が削減され、諸手続きがスムーズになるほか、被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、大規模災害時に迅速な行政支援が期待できます。

## 個人情報の管理について

個人情報は、法律に定められている場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しているほか、なりすまし防止のため、マイナンバーを扱う際には本人確認が義務付けられています。また、マイナンバーが適切に管理されているか、第三者機関が監視・監督を行い、違反した場合の罰則が強化されています。

情報管理するシステムについては、個人情報を一元化せず、各行政機関が分散管理することで情報漏えいを防ぎ、システムにアクセス可能な者を制限・管理したり、通信する場合は暗号化するなど、保護措置が講じられます。

## マイナンバーはどんなときに使われるのか

社会保障・税・災害対策の分野で、法令で定められた行政手続きに利用できます。

- ◇**社会保障**＝福祉の給付手続き(児童手当など)、医療保険の申請など
- ◇**税制度**＝確定申告や年末調整時の申告書、法定調書の記載など

## 民間事業者でもマイナンバーを取り扱います

平成28年1月以降、従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険の手続きや源泉徴収票の作成手続きなどでは、マイナンバーの記載が必要となります。

事業者には、平成27年10月から13桁の法人番号が、登記上の所在地に通知されます。

## 平成27年10月から「通知カード」が送付されます

平成27年10月から、住民票を有するすべての方に対し、世帯単位で一斉に送付する予定です。

## 平成28年1月から、希望される方には「個人番号カード」が交付されます

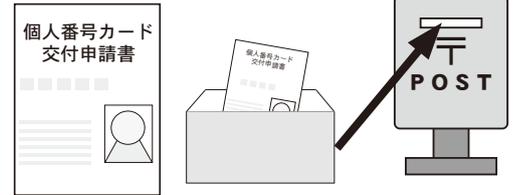
通知カードが届いた後、郵送やオンライン申請を行うと、平成28年1月以降、市役所市民課窓口で無料で受け取ることができます。個人番号カードは、氏名、住所、性別、生年月日と顔写真が記載されたICカードで、本人確認のための身分証明書として利用できます。

### ◎交付は無料 個人番号カードの申請方法

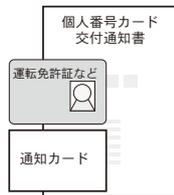
1 平成27年10月以降、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが簡易書留で届きます



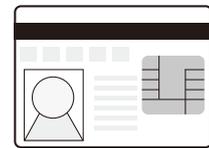
2 同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真をはり、返信用封筒に入れて、ポストに投函



3 平成28年1月以降、交付準備が整うと、はがきで交付通知書が送られてきますので、運転免許証などの本人が確認できる書類、通知カードと一緒に市役所窓口へ



4 本人確認の上、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます



※スマートフォン等を利用したWEB申請もできます。

### ☆マイナンバー制度について詳しい内容を知りたい方は

◎制度全般に関する情報については、内閣官房「社会保障・税番号制度ホームページ」をご覧ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◎コールセンター

【日本語窓口】 ☎0570-20-0178 【外国語窓口】 ☎0570-20-0291

受付時間 月～金曜日午前9時30分～午後5時30分(祝日、年末年始除く) ※通話料がかかります

●芦別市役所内の問い合わせ先・担当窓口

◇制度全般について／総務課情報管理係 ◇個人番号通知や個人番号カードについて／市民課市民年金係

## 市長日記

No. 1

今月の広報あしべつから毎月、私の想いを市民の皆様にお伝えしたく「市長日記」をお届けいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、このたび私の不徳の致すことから、市民をはじめ市議会の皆様にご迷惑やご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

去る4月に行われました市長選挙後に市議会議員当選者に祝意を伝えるため、お酒を贈ったことや、芦別振興公社問題への、市議会からの申し入れに対する事前の説明責任を怠るなど、不誠実な対応をしたことについて、深く反省をするとともに、自らを厳しく律するため、私の給料を7月から3ヶ月間減額することを市議会に申し出、ご了承いただいたところでございます。今後は、一層自重し、市民の信頼を回復するため、市政の伸展に全力を傾注してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今月18日、19日に開催された健夏まつりは、健夏山笠があいにく雨天の中で行われましたが、いつもの年と変わりなく勇壮に昇き出されました。また、千人踊りは、参加者1,065人と4年連続千人を超えることができましたことは、参加者の皆様や関係者、協力者及びスタッフの皆様のおかげであり、深く感謝申し上げます。

芦別市長 今野

ひろい 宏